

大分県報

令和三年
号外三七
三月三十一日

（水曜日）

目次

規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部改正……………

規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

大分県規則第六十七号

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（平成二十年大分県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項を削り、同条第五項中「いう」を「いい」、「高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療」とは、肝がん・重度肝硬変入院関係医療のうち、同じ月に保険医療機関において対象患者（第十一条の認定を受けた者をいう。以下同じ。）が受けた医療であつて、当該医療に係る一部負担額（医療保険各法に規定する一部負担金の額をいう。以下同じ。）の合算額が医療保険各法及び医療保険各法に基づく政令に規定する高額療養費算定基準額（以下「高額療養費算定基準額」という。）を超えるものをいう」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この規則において「保険薬局」とは、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険薬局をいう。
第二条に次の四項を加える。

7 この規則において「肝がん外来医療」とは、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルスによる肝がんの患者に対して行われる分子標的治療薬を用いた外来医療その他の外来医療で保険適用となつているものうち、知事が別に定めるものをいう。

8 この規則において「肝がん外来関係医療」とは、肝がん外来医療及び当該医療を受けるために必要となる検査その他の医療で保険適用となつているものをいい、「高療該当肝がん外来関係医療」とは、令和三年四月以降に行われた肝がん外来関係医療のうち、同じ月に保険医療機関及び保険薬局において対象患者が受けた医療であつて、当該医療に係る一部負担額の合算額が高額療養費算定基準額を超えるものをいう。

9 この規則において「高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療」とは、令和三年四月以降に行われた、同じ月における、肝がん・重度肝硬変入院関係医療（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）及び肝がん外来関係医療の一部負担額を合算した額が高額療養費算定基準額（対象患者が七十歳以上の場合は、入院・外来高額療養費算定基準額（入院医療及び外来医療に係る医療費の双方を対象とする高額療養費算定基準額をいう。））を超えるもの（高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療又は高療該当肝がん外来関係医療に該当するものを除く。）をいう。

10 この規則において「肝がん・重度肝硬変対象医療」とは、次の各号のいずれかの医療（第一号にあつては一部負担額が医療保険各法及び医療保険各法に基づく政令に規定する特定疾病給付対象療養に係る高額療養費算定基準額を超えるものに限る。）のうち、当該医療の行われた月以前の十二月以内に、次の各号のいずれかの医療を受けた月数（医療保険各法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給により、対象患者が肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療について自己負担を行わなかつた月数を除く。）が既に二月以上ある場合であつて、第九条第一項の指定医療機関又は保険薬局において当該医療を受けた月のものをいう。

- 一 高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療
- 二 高療該当肝がん外来関係医療
- 三 高療該当肝がん・重度肝硬変合算関係医療

第九条第一項中「肝がん・重度肝硬変入院医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力することができる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 肝がん・重度肝硬変入院医療及び肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力することができる保険医療機関（以下「入院等指定医療機関」という。）

二 肝がん外来医療を適切に行うことができ、かつ、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力することができる保険医療機関（入院等指定医療機関を除く。）

第十条第一項第二号中「指定医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、同条第二項中「指定医療機関から受けた肝がん・重度肝硬変対象医療に要する費用の額から次の各号に掲げる額の合計額を控除した」を「次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 入院等指定医療機関から受けた高療該当肝がん・重度肝硬変入院関係医療に係る費用
医療保険各法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から次のイ及びロに掲げる額の合計額を控除した額
- イ 医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額
- ロ 一月につき一万円

二 前号以外の肝がん・重度肝硬変対象医療に係る費用 同月における医療保険各法の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用及び前号の費用（肝がん外来医療の実施に係るものに限る。）の額の合計額から医療保険各法の規定による医療に関する給付に関し医療保険者が負担すべき額を控除した額（以下「高療自己負担月額」といい、高療自己負担月額が一万円以下の場合を除く。）と一万円との差額（前号の規定により助成する額を除く。）。ただし、七十歳以上の対象患者のうち、医療保険各法の規定による外来に係る年間の高額療養費の支給の対象となる者については、毎年八月から翌年七月までの間において高療自己負担月額（肝がん外来関係医療に係るものに限る。）の合計額が十四万四千円を超える部分を除く。

第十条第四項中「第二項第二号」を「第二項第一号ロ」に改め、「とき」の下に「、又は同項第二号に掲げる額があるとき」を加え、「超えた」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「参加者（第十二条第四項に規定する参加者をいう。以下この条において同じ。）が指定医療機関から肝がん・重度肝硬変対象医療を受けた場合に、」を「第二項第一号の費用にあつては」に改め、「当該参加者」の下に「（第十二条第四項に規定する参加者をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「当該指定医療機関」を「当該入院等指定医療機関に、同項第二号の費用にあつては当該参加者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により七十歳未満の対象患者の助成額を算定した場合において、なお残る肝がん・重度肝硬変入院関係医療及び肝がん外来関係医療に係る一部負担額がある場合は、当該一部負担額の合計額を同項に定める助成額に加えて助成するものとする。

第十二条第四項中「指定医療機関」の下に「又は保険薬局」を加える。

第十六条の見出しを「（医療記録票等）」に改め、同条第一項中「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療記録票（以下「入院記録票」を「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療記録票（以下「医療記録票」に改め、「指定医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、同条第二項中「入院」の下に「し、又は保険医療機関等を受診」を加え、「入院記録票」を「医療記録票」に、「入院記録票等」を「医療記録票等」に、「当該保険医療機関又は保険薬局は」に改め、「場合」の下に「又は知事が別に定める疾病により当該保険医療機関等を受診した肝がん・重度肝硬変患者に対し、肝がん外来医療を実施した場合」を加え、「入院のあつた月ごと入院記録票」を「医療記録票」に改め、「の保険医療機関」の下に「又は保険薬局」を加え、同条第四項中「入院記録票等」を「医療記録票等」に改める。

第十九条中「第十条第四項」を「第十条第五項」に、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業入院医療費償還払い請求書」を「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業医療費償還払い請求書」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「新規則」という。）第九条第一項の規定による指定医療機関の指定、同条第二項の規定による指定医療機関の指定の申請又は同条第三項の規定による指定医療機関の指定の通知は、この規則の施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県肝炎に係る医療費の助成に関する規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項の規定による指定医療機関の指定を受けている保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。）は、新規則第九条第一項第一号に規定する入院等指定医療機関の指定を受けたものとみなす。

4 施行日前に受けた旧規則第二条第六項に規定する肝がん・重度肝硬変対象医療については、なお従前の例による。